

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成27年7月31日

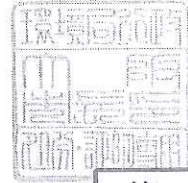
住所 大阪府泉北郡忠岡町新浜一丁目5番21号

氏名 木材開発株式会社

代表取締役 谷 正剛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大阪市長 橋下 徹



複写無効

許可の年月日	平成27年7月31日	許可番号	第 号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む)	木くずの破砕施設 木くず、紙くず	石綿含有産業廃棄物を除く	
設置場所	大阪市住之江区平林北2丁目6番50号		
処理能力	360t/日(24時間)		
許可の条件	無		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、本市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		